

＊北海道公報

発行 北海道総務部
編集 総務局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（危機対策課）	12
○指定納付受託者の指定……………（国際課）	12
○特定区域の設定に係る公告……………（食品政策課）	12
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請……………（農地調整課）	13
○特定調達契約に係る入札の公告……………（事業調整課）	13
○土地改良区が行う土地改良事業の廃止の認可……………（農業施設管理課）	14
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	14
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	15
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	15

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（4件）……………	15
----------------------------	----

道議会告示

○北海道議会議員の請負の状況の公表に関する規程……………	16
------------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17
------------------------	----

道労働委員会訓令

○北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令……………	18
-----------------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	19
----------------------	----

告 示

北海道告示第517号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和5年11月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

ベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検 一式

- 2 落札を決定した日

令和5年10月30日

- 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 朝日航洋株式会社

(2) 住 所 東京都江東区新木場四丁目7番14号

- 4 落札金額

110,000,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告

令和5年9月12日付け北海道告示第437号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

(2) 所在地 札幌市東区栄町964番地

北海道告示第518号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和5年11月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 名 称 株式会社NTTデータ

- 2 所 在 地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

- 3 指定をした日 令和5年11月1日

北海道告示第519号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第2項第3号の規定により、「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年12月）」に特定区域を定めるため、同条第3項の規定により公告する。

その関係書類は北海道農政部食の安全推進局食品政策課及び湧別町役場農政課に備え置くほか、北海道農政部食の安全推進局食品政策課のホームページ（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/clean/169689.html>）において、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事

項について北海道に意見書を提出することができる。

令和5年11月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 定めようとする特定区域の区域
湧別町福島地区
- 2 当該特定区域において実施する事業活動の内容
廃熱の回収利用その他特定区域に存在する地域資源の活用により、温室効果ガスの排出量の削減に資する農林漁業の生産活動
- 3 意見書の提出方法
書面又は電子メールによる。
- 4 意見書の参考様式
北海道農政部食の安全推進局食品政策課のホームページからダウンロードすることができる。
(URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/clean/169689.html>)
- 5 提出先
北海道農政部食の安全推進局食品政策課：札幌市中央区北3条西6丁目
電子メールアドレス：slow.food@pref.hokkaido.lg.jp

北海道告示第520号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年11月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名
所 在 及 び 地 番 地 目 面積（㎡） 所有者等の住所及び氏名
上川郡下川町上名寄294 田 14,107 長野県佐久市協和2806番地3
同 郡下川町上名寄300 田 7,565 佐藤 道郎
同 郡下川町上名寄323 畑 1,539
同 郡下川町上名寄324 畑 1,216
同 郡下川町上名寄325 畑 619
- 2 申請に係る農地の利用の現況
農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画により、担い手に貸付けを行う。

- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

- (1) 希望する利用権の始期
令和6年2月1日
- (2) 存続期間
10年
- (3) 借賃に相当する補償金の額
1,620,000円

- 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限
令和5年11月24日
- (2) 提出先
北海道農政部農業経営局農地調整課
- (3) 記載事項
ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
オ 意見の趣旨及びその理由
カ その他参考となるべき事項

北海道告示第521号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年11月10日

北海道知事 鈴木直道

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 サーバ及び周辺機器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和6年2月29日（木）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前3年間に、官公庁（国又は地方公共団体）又はその他の法人と当該調達と同種の契約を締結し、かつ、誠実に履行したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年11月10日（金）から同月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農村振興局事業調整課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道農政部農村振興局事業調整課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎8階事業調整課打合せ室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農村振興局事業調整課）

- (2) 入札日時 令和5年12月21日（木）午前10時（送付による場合は、同月20日（水）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道農政部農村振興局事業調整課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道農政部農村振興局事業調整課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5402

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Server and Peripheral equipment 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., December 21, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than December 20, 2023)
- C Contact : Project Coordination Division, Bureau of Agricultural Community Development, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5402

北海道告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、令和5年10月30日、音更町土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の廃止を認可した。

この認可については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年11月10日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第523号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 令和5年11月10日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林の所在場所 松前郡福島町字月崎50・51・58の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、56 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）	1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 松前郡松前町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）
総合振興局告示及び振興局告示 北海道後志総合振興局告示第15号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年11月10日 北海道後志総合振興局長 猪口浩司 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 トレー型活性炭フィルタ 72個 2 落札を決定した日 令和5年10月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 モリミツ株式会社 (2) 住所 札幌市豊平区美園9条3丁目3番5号 4 落札金額 30,800,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年9月8日付け北海道後志総合振興局告示第12号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道後志総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	

北海道胆振総合振興局告示第100号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年11月10日 北海道胆振総合振興局長 関 俊 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリー除雪車 1.5m／800 t 1台 2 落札を決定した日 令和5年10月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社NICHIO (2) 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号 4 落札金額 36,850,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年9月8日付け北海道胆振総合振興局告示第84号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道留萌振興局告示第1009号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年11月10日 北海道留萌振興局長 工 藤 公 仁 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 入札番号1 電気自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台と交換） (2) 入札番号2 電気自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 令和5年10月2日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 旭川日産自動車株式会社 (2) 住 所 旭川市神居4条1丁目1番37号 4 落札金額 (1) 2,640,000円	(2) 5,830,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年8月18日付け北海道留萌振興局告示第1005号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道留萌振興局総務課 (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道十勝総合振興局告示第1021号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年11月10日 北海道十勝総合振興局長 芳 賀 是 則 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借（帯広建設管理部） 一式（1月当たりの単価） 106台分 2 落札を決定した日 令和5年10月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社朝日 (2) 住 所 帯広市西7条南5丁目2番地 4 落札金額 376,090円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年9月29日付け北海道十勝総合振興局告示第1020号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地 道 議 会 告 示 北海道議会告示第3号 北海道議会議員の請負の状況の公表に関する規程を次のように定める。
---	--

令和5年11月10日 北海道議会議長 富 原 亮 北海道議会議員の請負の状況の公表に関する規程 (目的) 第1条 この規程は、北海道議会議員（以下「議員」という。）が北海道に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。 (報告) 第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号ニにおいて同じ。）における北海道に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。 1 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項 イ 請負の対象とする役務、物件等 ロ 契約締結日 ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。） ニ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額 2 前号ニに掲げる総額の合計額 2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。 (報告の一覧の作成及び公表) 第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。 (報告等の保存及び閲覧等) 第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。 (委任) 第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。 附 則	(施行期日) この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。 道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第86号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年11月10日 北海道教育庁空知教育局長 山 口 利 之 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 <table><tr><td>(1) A重油その1（夕張地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>120,500リットル</td></tr><tr><td>(2) A重油その2（岩見沢地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>407,800リットル</td></tr><tr><td>(3) A重油その3（空知南部地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>174,700リットル</td></tr><tr><td>(4) A重油その4（空知中部地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>362,300リットル</td></tr><tr><td>(5) A重油その5（空知北部地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>410,800リットル</td></tr><tr><td>(6) A重油その6（深川地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>84,200リットル</td></tr><tr><td>(7) 灯油その1（夕張地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>11,300リットル</td></tr><tr><td>(8) 灯油その2（岩見沢地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>164,400リットル</td></tr><tr><td>(9) 灯油その3（空知南部地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>16,300リットル</td></tr><tr><td>(10) 灯油その4（空知中部地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>40,500リットル</td></tr><tr><td>(11) 灯油その5（空知北部地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>97,800リットル</td></tr><tr><td>(12) 灯油その6（深川地域）（1リットル当たりの単価）</td><td>32,500リットル</td></tr></table> 2 落札を決定した日 令和5年9月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)、(3)、(7)及び(9) ア 氏 名 空知日石株式会社 イ 住 所 夕張郡栗山町中央2丁目134番地 (2) 1の(2)及び(4) ア 氏 名 有限会社永友商事 イ 住 所 砂川市東6条南8丁目1番18号 (3) 1の(5)、(6)及び(11) ア 氏 名 第一興産株式会社 イ 住 所 滝川市朝日町東2丁目2-5	(1) A重油その1（夕張地域）（1リットル当たりの単価）	120,500リットル	(2) A重油その2（岩見沢地域）（1リットル当たりの単価）	407,800リットル	(3) A重油その3（空知南部地域）（1リットル当たりの単価）	174,700リットル	(4) A重油その4（空知中部地域）（1リットル当たりの単価）	362,300リットル	(5) A重油その5（空知北部地域）（1リットル当たりの単価）	410,800リットル	(6) A重油その6（深川地域）（1リットル当たりの単価）	84,200リットル	(7) 灯油その1（夕張地域）（1リットル当たりの単価）	11,300リットル	(8) 灯油その2（岩見沢地域）（1リットル当たりの単価）	164,400リットル	(9) 灯油その3（空知南部地域）（1リットル当たりの単価）	16,300リットル	(10) 灯油その4（空知中部地域）（1リットル当たりの単価）	40,500リットル	(11) 灯油その5（空知北部地域）（1リットル当たりの単価）	97,800リットル	(12) 灯油その6（深川地域）（1リットル当たりの単価）	32,500リットル
(1) A重油その1（夕張地域）（1リットル当たりの単価）	120,500リットル																								
(2) A重油その2（岩見沢地域）（1リットル当たりの単価）	407,800リットル																								
(3) A重油その3（空知南部地域）（1リットル当たりの単価）	174,700リットル																								
(4) A重油その4（空知中部地域）（1リットル当たりの単価）	362,300リットル																								
(5) A重油その5（空知北部地域）（1リットル当たりの単価）	410,800リットル																								
(6) A重油その6（深川地域）（1リットル当たりの単価）	84,200リットル																								
(7) 灯油その1（夕張地域）（1リットル当たりの単価）	11,300リットル																								
(8) 灯油その2（岩見沢地域）（1リットル当たりの単価）	164,400リットル																								
(9) 灯油その3（空知南部地域）（1リットル当たりの単価）	16,300リットル																								
(10) 灯油その4（空知中部地域）（1リットル当たりの単価）	40,500リットル																								
(11) 灯油その5（空知北部地域）（1リットル当たりの単価）	97,800リットル																								
(12) 灯油その6（深川地域）（1リットル当たりの単価）	32,500リットル																								

(4) 1の(8) ア 氏 名 岩見沢エネルギー協同組合 イ 住 所 岩見沢市4条西4丁目8番地エスエービル2階 (5) 1の(10)及び(12) ア 氏 名 三谷石油株式会社 イ 住 所 岩見沢市美園4条1丁目2番4号 4 落札金額 (1) 92.90円 (2) 92.10円 (3) 90.90円 (4) 92.10円 (5) 91.50円 (6) 91.90円 (7) 93.00円 (8) 98.00円 (9) 92.00円 (10) 89.00円 (11) 92.50円 (12) 93.00円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年8月4日付け北海道教育庁空知教育局告示第49号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目	部を次のように改正する。 第16条第1項中「同号エ」を「同号オ」に改め、同項第1号エ中「アからウまでの処理」を「総合文書管理システムにより収受番号を取得し登録」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、同号イの次に次のように加える。 ウ 電子メールは、アの規定にかかわらず、事務局における経緯も含めた決定に至る過程並びに事務局の事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となるものとして主務課の長（以下「主務課長」という。）又は担当課長（以下「主務課長等」と総称する。）の指示するものに限り、総合文書管理システムにより収受番号を取得し登録を行うこと。 第16条第2項及び第3項中「エ」を「オ」に改める。 第19条中「主務課の長（以下「主務課長」という。）又は担当課長（以下「主務課長等」という。）」を「主務課長等」に改める。 第19条の3第1項中「意思の」を削る。 第35条第2項を削り、同条第3項中「電子メール」を「ファクシミリ装置、電子メール」に改め、同項を同条第2項とする。 第38条各号列記以外の部分を次のように改める。 文書の編集は、次に定めるところにより主務課においてしなければならない。 第39条第2項中「の未完結文書」を「であって完結文書以外の文書のうち、決定を要しない文書にあっては報告済みのもの、決定を要する文書で施行を要しないものにあっては決定済みのもの、施行を要するものにあっては施行済みのもの及び随時追記され又は更新される台帳、帳簿その他の文書」に改める。 別記第8号様式の3中「台帳・簿冊」を「業務簿冊」に、「簿冊（箱）番号」を「簿冊番号」に改める。 別記第9号様式中 「<table><tr><td>簿</td><td>冊</td><td>名</td></tr></table>」を 「<table><tr><td>業 務 簿 冊 の 名 称</td></tr></table>」に、 「<table><tr><td>簿 冊 作 成 課</td></tr></table>」を「<table><tr><td>業 務 簿 冊 作 成 課</td></tr></table>」に、 「<table><tr><td>番 号</td><td>文書番号</td><td>決定/報告終了年月日</td><td>標 題</td></tr></table>」 を 「<table><tr><td>番 号</td><td>文書番号</td><td>決定/報告終了/収受/登録年月日</td><td>標 題</td></tr></table>」	簿	冊	名	業 務 簿 冊 の 名 称	簿 冊 作 成 課	業 務 簿 冊 作 成 課	番 号	文書番号	決定/報告終了年月日	標 題	番 号	文書番号	決定/報告終了/収受/登録年月日	標 題
簿	冊	名													
業 務 簿 冊 の 名 称															
簿 冊 作 成 課															
業 務 簿 冊 作 成 課															
番 号	文書番号	決定/報告終了年月日	標 題												
番 号	文書番号	決定/報告終了/収受/登録年月日	標 題												
道 労 働 委 員 会 訓 令															
北海道労働委員会訓令第5号 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年11月10日 北海道労働委員会会長 國 武 英 生 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令 北海道労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一															

別記第9号様式の2中「台帳・簿冊」を「業務簿冊」に、「簿冊（箱）番号」を「簿冊番号」に改める。

簿 冊 号

に改める。

「

簿 冊 (箱) 番 号

別記第10号様式中

台 帳 ・ 簿 冊 の 名 称

を

「

簿 冊 番 号

に

業 務 簿 冊 の 名 称

附 則

この訓令は、令和5年11月10日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第623号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年11月10日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 スキャナー 831台

- ## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和5年11月10日（金）から同年12月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部8階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入 札 日 時 令和5年12月20日(水)午後1時30分(送付による場合は、同月19日(火)午後5時まで)に必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2238

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Scanner 831 units

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 20, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 19, 2023)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2238
